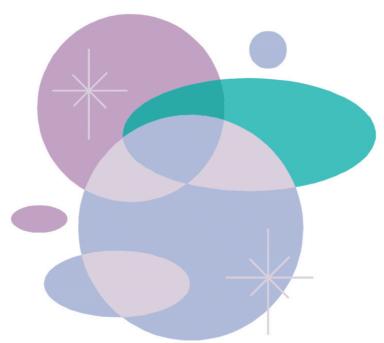
21 世紀 日本に死刑は必要か?

死刑執行停止法の制定を求めて



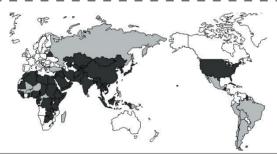
日本弁護士連合会

替否が分かれる死刑制度

2006年9月現在、死刑制度を維持している国は、世界で68か国です。 死刑制度に賛成の立場からは、人の生命を奪った者が自らの生命 を奪われるのは当然である、という広報的な考え方や、愛する者を 奪われた被害者遺族の感情を考えれば死刑は必要である、死刑の威 嚇によって犯罪を抑止することができる、などが死刑制度を維持す べき理由として挙げられています。

一方、死刑を廃止している国は129か国。

死刑制度に反対の立場からは、人権保障の観点から、たとえ国家 であっても生命という究極の価値を奪うことは許されない、死刑は 残虐で非人道的な刑罰である、とする考えや、誤判による死刑のお それがあること、死刑に犯罪抑止の効果は実証されていないこと、 などが挙げられています。



死刑存置国 68 か国

軍法による犯罪や戦時など例外的状況下での犯罪をのぞき死刑を廃止している国 11 か国 - 41 か国 &事実上の死刑廃止国(過去10年以上死刑を執行していない国)30か国 --129 か国 □あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国 -

アムネスティ・インターナショナルの調査による(2006年9月現在)

- 88 か国・

死刑廃止国と死刑存置国

	-	
1980年	死刑存置国	128 か国
	死刑廃止国	37 か国
1990年	死刑存置国	96 か国
	死刑廃止国	80 か国
2006年9月	死刑存置国	68 か国
	死刑廃止国	129 か国
	あらゆる犯罪に死刑を廃止している国	88 か国
	通常の犯罪に死刑を廃止している国	11 か国
	事実上の死刑廃止国※	30 か国
	※過去 10 年以上死刑を執行していない国	

ヨーロッパから始まった死刑廃止の流れ

18世紀、イタリアの刑法学者ベッカリーアは誤判の回避と人権保障のために、死刑廃止と人道的な刑罰改革を実現すべきであると説きました。その後、19世紀後半に登場した近代派とよばれる刑法学者たちは、刑罰の目的を応報ではなく教育・改善に求める運動を展開しました。この影響を受けてペルー、ベネズエラ、ブラジルなどのラテンアメリカ諸国は、いちはやく死刑を廃止しました。

20世紀前半には、2度にわたる世界大戦で多くの尊い命が犠牲となりました。その反省から、ヨーロッパを中心に人の生命を奪う刑罰を廃止する試みが広まり、1950年には生命権を定めるヨーロッパ人権条約が定められました。その後、西ヨーロッパでは死刑が事実上執行されない国が増え続け、1960年代後半までには、「死刑も殺人である」というコンセンサスが醸成され、事実上の廃止から法的な死刑廃止へと移行していきました。

ヨーロッパ人権条約より

第2条(生命に対する権利)

- 1 すべての者の生命に対する権利は、法律によって保護される、何人も、 故意にその生命を奪われない。ただし、法律で死刑を定める犯罪について 有罪の判決の後に裁判所の刑の言い渡しを執行する場合は、この限りでない。
- 2 生命の略奪は、それが次の目的のために絶対に必要な、力の行使の結果であるときは、本条に違反して行われたものとみなされない。
 - (a) 不法な暴力から人を守るため
 - (b) 合法的な逮捕を行い又は合法的に抑留した者の逃亡を防ぐため
 - (c) 暴力又は反乱を鎮圧するために合法的にとった行為のため

ヨーロッパ人権条約第6議定書(1985年3月1日効力発生)より

第1条(死刑の廃止)

死刑は、廃止される。何人も、死刑を宣告され又は執行されない。

揺れ動くアメリカの死刑制度

アメリカでは現在、連邦と 38 の州が死刑制度を維持し、12 の州とコロンビア特別区(ワシントン DC)では死刑が廃止されています。

アメリカでは、1935年をピークに死刑の執行数は減少し、1968年以降は事実上死刑の執行が停止されていました。そのような中、1972年に連邦最高裁判所がファーマン対ジョージア事件判決において、現行死刑制度は憲法が禁ずる残虐で異常な刑罰にあたり違憲であると宣言しました。これを機に、法律によって死刑を廃止する州も出現しましたが、各州で死刑制度を改正する動きが続出しました。その結果、1976年には連邦最高裁で一定の手続によりなされる死刑は憲法に反しないとの判決が出され、翌77年から死刑の執行も再開されました。死刑の執行数も年々増える傾向にあります。

一方、アメリカ法曹協会 (ABA) が 1997 年に死刑執行停止決議を 採択して以来、死刑存置州の弁護士会や地方政府でも、死刑執行停 止決議が相次いでいます。

イリノイ州では、2000年1月から知事命令によるモラトリアム (死刑執行停止) が続いています。また、ニュージャージー州では、2006年1月、死刑制度に関する調査を行い、その間、死刑の執行を停止する法律が成立し、2006年9月現在モラトリアム状態となっています。

死刑台からの生還

2003年1月、アメリカ合衆国・イリノイ州で、死刑囚167人が一括減刑され、全世界で大きな反響を呼びました。無実の人に誤って死刑判決が下されていたことが判明したのをきっかけに、死刑の執行を停止し、死刑制度の全体的な見直しが行われた結果、現在の死刑制度には重大な問題があると判断されたためです。

実は、これと似たようなことが、かつて日本でも起きました。

1983年、無実の死刑囚・免田栄さんは、**6度目の再審請求**で、ようやく無罪判決を勝ち取り、自由の身となりました。1948年に逮捕されて以来、誤った捜査、起訴、そして裁判によって、死の恐怖と向き合い続けて34年。日本で初めて、再審によって死刑台から生還したケースとして有名な「免田事件」です。その後も、1984年には、谷口繁義さん(財田川事件)、斎藤幸夫さん(松山事件)、そして1989年に赤堀政夫さん(島田事件)の3人の死刑囚が、いずれも再審によって無罪となりました。そして、1989年の末からは3年4か月にわたって、死刑の執行が行われない期間が続いたのです。

2005年11月に就任した杉浦正健法務大臣は、就任時の記者会見で死刑執行命令書に署名しない意向を明らかにし、その後2006年9月の退任まで、死刑の執行は行われませんでした。



市民集会で発言される免田栄さん・赤堀政夫さん(2003年11月・東京)

死刑をめぐる世界の動きと日本

国連

1984年、国連の経済社会理事会において、いまだ死刑を存置する 国に対して、適正な手続を求めた「死刑に直面する者の権利の保護 の保障に関する決議」が採択されました。この決議は、手続のあら ゆる段階において弁護士の適切な援助を受けることを含め、死刑事 件の被告人に対して特別な保護を与えることや、すべての死刑事件 で必要的上訴を規定することを定めています。

そして、1989年12月、国連総会において、「市民的及び政治的権利に関する国際人権規約」(自由権規約)の第二選択議定書が採択され、1991年4月に発効しました(いわゆる「**死刑廃止条約**」)。日本は自由権規約を批准していますが、死刑廃止条約については批准しない状態が続いています。

自由権規約を批准している国には、国内における規約の実施状況を、自由権規約委員会に5年ごとに報告し、審査を受ける義務があります。同委員会は、日本政府の第3回審査(1993年)において、死刑の適用がある犯罪の数の多さ(現在17の犯罪に死刑の適用があり得る)、死刑確定者の面会や通信に対する不当な制限、死刑の執行を予め家族に通知しないこと等の問題点を指摘し、死刑は最も重大な犯罪に限定されなければならないこと、死刑確定者の処遇の改善などを勧告しました。

しかし、日本政府はこの勧告に対し具体的な措置をとらず、その結果、第4回の審査(1998年)でもさらに、死刑確定者の処遇の改善と、死刑廃止に向けた努力を行うよう勧告を受けました。

ヨーロッパ

1985年、死刑廃止を定めたヨーロッパ人権条約第6議定書が採択されました。その後、1990年代には、欧州連合(EU)と欧州評議会(CE)の協調によって旧東ヨーロッパの国々も次々に死刑を廃止し、1997年からはロシアも死刑の執行を停止しました。2003年にはトルコも死刑を廃止したほか、戦時も含めたあらゆる状況における死刑の廃止を定めたヨーロッパ人権条約第13議定書が発効しました。こうし

て現在ではヨーロッパ全域において、法律上あるいは事実上、死刑 が廃止された状態が出現しています。 そのヨーロッパが今、主要先進国のうち死刑を存置しているアメリカ、そして日本をターゲットに、死刑廃止を迫っています。

欧州評議会には5つのオブザーバー国がありますが、そのうち 死刑を存置しているのはアメリカと日本の2か国だけです。そして 2001年6月26日、欧州評議会の議員会議は、両国に対して以下のような決議を採択しました。すなわち、両国は直ちに死刑の執行を停止し、死刑廃止のために必要な方策をとるべきことなどを要求した上で、大きな進展がみられない場合には、両国のオブザーバー資格の見直しを行い、今後は厳格に死刑執行を停止しているか、すでに死刑を廃止した国にのみオブザーバー資格を与える、というものです。2003年10月には再度同様の決議がなされ、日本とアメリカに対する働きかけは今後さらに積極的になされる見通しです。

アジア

アジア地域では、カンボジア、東チモール、ブータン、フィリピンが全面的に死刑を廃止しています。

韓国では、1998年に金大中大統領が就任して以後、死刑の執行が 停止され、2003年に就任した廬武鉉大統領も執行停止の方針を維持 しています。2005年2月には、死刑廃止法案が国会に提出され、現在、 審議中です。

韓国の刑事システムは、もともと大日本帝国による統治時代に日本から持ち込まれたもので、日本とも共通する点が多くありますが、近年は改革が進み、大きく変わりつつあります。

死刑廃止条約(第二選択議定書)より

第1条

- 1. 何人も、この選択議定書の締約国の管轄内にある者は、死刑を執行されない。
- 2. 各締約国は、その管内において死刑を廃止するためのあらゆる必要な措置をとらなければならない。

日本の死刑

私たちの国、日本にも死刑制度があります。刑法9条は、刑の種類として死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留および科料を定めます。そして刑法11条により、死刑は絞首刑の方法によって執行されることが定められています。

現在、日本には88人の死刑確定囚がいます(2006年8月末日現在)。 全国7か所の拘置所に絞首刑の設備をもつ刑場があり、死刑確定者 が各拘置所に分散して収容されています。

1948 年から 2005 年までに死刑が確定した人の数は 690 人、死刑が執行された人の数は 600 人です (犯罪白書、矯正統計年報等による)。このうち、1993 年から 2005 年までの 13 年間で、死刑を執行された人の数は 47 人です (2003 年は9月12日に1人、2004年は9月14日に2人、2005年は9月16日に1人)。

死刑を法定刑とする犯罪の一覧

刑法

内乱首謀(第77条第1項) 外患誘致(第81条) 外患援助(第82条) 現住建造物等放火(第108条) 激発物破裂(第117条) 現住建造物等浸害(第119条) 汽車転覆等致死(第126条第3項) 往来危険による汽車転覆等(第127条) 水道毒物等混入及び同致死(第146条) 殺人(第199条) 強盗致死(第240条) 強盗致死(第241条)

爆発物取締罰則

爆発物使用(第1条)

航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 航空機墜落等致死(第2条第3項)

航空機の強取等の処罰に関する法律 航空機強取等致死(第2条)

人質による強要行為等の処罰に関する法律 人質殺害(第4条)

決闘罪に関する件 決闘殺人(第3条)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に 関する法律

組織的な殺人(第3条第1項第3号)

日本の死刑 ここが問題① 死刑判決までの手続

死刑判決が下され、それが確定するまでの現行の刑事手続には、 さまざまな問題があります。 日本では、逮捕から起訴までの身体拘束期間は最長 23 日間 (再逮捕が繰り返されれば、この期間はさらに長くなります)。この間に、弁護人の援助を受けずに、捜査官による誘導や威迫を受けて自白したとしても、いったん調書が作成されれば裁判でその調書の信用性が認められることが極めて多いのです。ひとたび自白調書が作成された後は、法廷で自由の信用性を争うことは至難の業です。取調べ状況の録画や録音は認められず、密室の中での取調べが続けられるからです。

また、弁護人がついていても、弁護人が取調べに立ち会うこと は捜査機関によって拒絶され、また弁護人との面会時間が不当に 短く制限されることもしばしばあるため、やはり同様の問題が生 じます。

死刑判決は、3人の裁判官の合議によりますが、全員一致であることは必要とされていません。第一審で出された死刑判決が、高等裁判所で無期懲役とされるケースもあり、死刑になるケースと無期懲役になるケースとの違いは、絶対的なものではありません。

また、第一審で死刑判決が出されても、それに対して控訴する かどうかは、最終的には被告人の意思に委ねられています。その ため、第一審判決後、控訴があったとしても、第二審の弁護人が 決まるまでの間に、被告人自身が控訴を取り下げてしまうことも あります。こうなると、たとえ客観的には問題のある判決でも、 控訴審による判断の道が閉ざされてしまいます。

日本の死刑 重い再審の扉

再審は、通常の裁判手続がすべて終了し有罪判決が確定した後の、特別な裁判手続です。確定した判決のもととなった証拠の偽造が証明されたとか、偽証が証明されたといったような例外的な場合を除くと、再審が行われるためには、無罪、あるいは仮に有罪であっても、確定した刑より軽い刑にあたることを証明できる、「明らかな証拠をあらたに発見したとき」(刑事訴訟法 435 条 6 号)でなければならない、とされています。

日本の刑事裁判では、検察官が被告人に有利な証拠を提出する 義務はありません。ですから、捜査機関が証拠を隠してしまうと、 それを見つけ出すことは大変な作業です。まして、死刑判決が確 定した後となれば、事件の発生からは相当の時間が経過しており、 警察や検察のような強制的な捜査権限を持たない弁護人が、「明ら かな証拠をあらたに発見」することは、極めて難しいことです。

このような再審制度の中で、死刑の再審無罪が4件も続出したことは、刑事裁判そのものへの信頼を見直し、誤判を生み出さないための、真摯な刑事手続改革への第一歩を踏み出すべき絶好の機会だったといえます。しかし、4人の死刑囚が再審無罪となったあと、再審開始決定が続かないばかりか、再審制度の見直しすらも行われていません。無実を訴えて再審請求を行っていた最中に死刑を執行された人もいます。

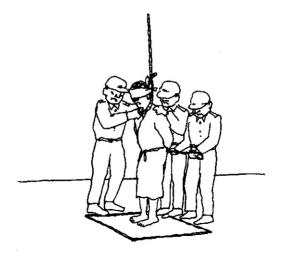
2006年9月末日現在、**93人の死刑確定者のうちの少なくとも 40人が、確定判決の全部または一部に誤りがあるとして再審請求を行っています**。この中には、第一審で無罪とされ、その後高等裁判所と最高裁判所で死刑とされたケースもあります。

そのケースの一つ、名張事件について、名古屋高等裁判所は、 2005年4月5日、再審開始と死刑の執行停止を決定しました。今 後の成り行きが注目されます。

死刑判決を受け、その刑が確定した人は、どのように死刑執行までの日々を送るのでしょうか。

死刑確定者は、拘置所内部においても独房に収容され、他の被告 人や死刑囚との接触は一切許されず、個別に隔離されています。通 達によって、面会や文通のできる相手は極めて限られており、親族 であっても養子縁組をした相手との交流はしばしば「心情の安定を 害する」として禁じられます。弁護士が相手である場合を含めて、 あらゆる面会に看守が立ち会い、記録をとります。

そして、**ある日突然、死刑は執行されます**。前もっては死刑囚本人にも知らされません。執行の約1時間前に死刑囚の独房に看守が来て、これから執行が行われることを本人に告げます。もちろん、家族に対する事前の連絡もなく、残された最後の時間に、死刑囚と家族らとの面会が許されることはありません。



名古屋拘置所での執行のようす。執行に立ち会った方のお話をもとにした

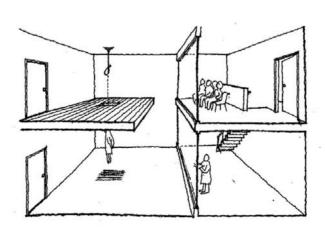
日本の死刑 ここが問題④

死刑の執行

死刑執行の場面に立ち会うのは、所長以下の限られた拘置所幹部 のほか、検察官、検察事務官、教悔師、医師です。

絞首台は、2 階建ての小屋のようになっており、教悔が行われると、2 階部分に立たされた死刑囚に看守が目隠しをし、膝を縛り、首に素早く麻縄をかけます。そして次の瞬間、複数の看守がボタンを押します。複数とされるのは、誰のボタンが死を招いたのか、わからなくするためです。すると、足元の床板が2つに割れ、死刑囚の身体は勢いよく床下に落ち、激しくけいれんするといいます。

床下で待機していた医師が死亡を確認すると、遺体が洗い清められます。この作業を行うのは、日頃死刑囚の世話をしてきた現場の 看守です。



が行われましたが、写真撮影は拒否されました。二〇〇三年七月には、国会議員による東京拘置所の刑場の視察ようす。記憶にもとづくものであることをおことわりします。執行に立ち会った方のお話をもとにした名古屋拘置所の刑場の

日本の死刑 ここが問題⑤ 死刑に関する情報公開を

日本の死刑の実態は、政府による「密行主義」のもと、まったくと言ってよいほど明らかにされていません。1998年11月以降、死刑執行の事実及び被執行者数のみが公表されるようになっただけです。しかし、死刑制度について、その見直しを検討したり、存廃を議論するためには、これを最終的に判断する国民に対して、死刑に関する情報が十分に公開されていなければなりません。国民主権の当然の要請と言えましょう。

死刑に関する情報には、死刑判決数や死刑執行数の推移、死刑確定者に対する処遇の実態や死刑確定者の心身の状態、刑場の状況、執行方法、執行の意思決定や実施状況、死刑制度の維持に要する費用、再審無罪事例、死刑をめぐる世界の動向などが含まれますが、これらの広範な情報が公開される必要があります。

政府が「密行主義」の根拠としてしばしば挙げるのが、死刑確定者の「心情の安定」、その家族・関係者に与える影響・名誉への配慮といったものです。死刑確定者やその家族のプライバシーや名誉について十分な配慮が必要であることは言うまでもありませんが、国民の知る権利の確保も憲法上の重要な要請であることは明らかです。国連は、死刑存置国に対し、重ねて死刑に関する情報の公開を求める決議をあげています。また、アメリカ合衆国の死刑存置州では、死刑囚監房や刑場の状況、死刑を執行されあるいは減刑された人々の情報、死刑囚が現在どのような手続段階にあるかなどが、インターネットで閲覧でき、情報公開の程度は質量ともわが国とは比べものになりません。

わが国でも、死刑制度についての議論を尽くすため、死刑情報の 公開が強く求められています。

日本国憲法と死刑

1946年に成立した日本国憲法 36条は、残虐な刑罰を絶対的に禁止しました。人の生命を絶つ究極の刑である死刑が「残虐な刑罰」として憲法に違反するかどうかについて、1948(昭和23)年3月12日の最高裁大法廷判決は、死刑制度が一般に、直ちに残虐な刑罰に該当するとは考えられない、として、死刑制度が合憲だと判断しましたが、補足意見の中で「国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社会が実現し、公共の福祉のために死刑の威嚇による犯罪の防止を必要と感じない時代に達したならば、死刑もまた残虐な刑罰として国民感情によって否定されるにちがいない」と述べられました。

最高裁大法廷 1948 (昭和 23) 年 3 月 12 日判決 島保、同藤田八郎、同岩松三郎、同河村又介裁判官の補充意見より

憲法は残虐な刑罰を絶対に禁じている。したがって、死刑が当然に残虐な刑罰であるとすれば、憲法は他の規定で死刑の存置を認めるわけがない。しかるに、憲法第31条の反面解釈によると、法律の定める手続によれば、刑罰として死刑を科しうることが窺われるので、憲法は死刑をただちに残虐な刑罰として禁じたものとはいうことができない。しかし憲法は、その制定当時における国民感情を反映して右のような規定を設けたにとどまり、死刑を永久に是認したものとは考えられない。ある刑罰が残虐であるかどうかの判断は国民感情によって定まる問題である。而して国民感情は、時代とともに変遷することを免がれないのであるから、ある時代に残虐な刑罰でないとされたものが、後の時代に反対に判断されることも在りうることである。したがって国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社会が実現し、公共の福祉のために死刑の威嚇による犯罪の防止を必要と感じない時代に達したならば、死刑もまた残虐な刑罰として国民感情により否定されるにちがいない。かかる場合には、憲法第31条の解釈もおのずから制限されて、死刑は残虐な刑罰として憲法に違反するものとして、排除されることもあろう。

1956年、高田なほ子、羽仁五郎氏ら7人の国会議員によって参議院に死刑廃止法案が提出され、公聴会も開かれました。結果は審議未了で廃案となり、法案の成立にはいたりませんでしたが、死刑囚の処遇や執行に携わる刑務官の間においても死刑廃止が議論されるなどの動きが出ました。

 そして 1980 年代に 4 つの死刑再審で無罪判決が言い渡されると、 1990 年から 1993 年まで 3 年 4 か月にわたり、死刑の執行がおこなわれない期間が続きました。

その後、1993 (平成 5) 年 9 月 21 日の最高裁第一小法廷判決において、 大野正男裁判官 (当時) は、死刑の限定的な適用を唱える補足意見を 述べました。

刑法等の一部を改正する法律案(死刑廃止法案)提案理由 1956年(昭和31年)3月17日

現在のわが国においては、過去の戦争の影響により人命尊重の観念が甚しく低下し、これが殺人などの犯罪の増加の原因となっていると考えられる。ここにおいて国は進んで人命尊重の観念を昂揚すべきである。他面死刑のもたらす害悪は人道上極めて有害であり、かつその応報的及び一般予防的効果から見て、刑事政策上その存置が不可欠なものとは認め難い。以上のような理由から刑罰としての死刑を廃止する必要がある。これが、この法案を提出する理由である。

最高裁第一小法廷 1993 (平成 5) 年 9 月 21 日判決 大野正男裁判官の補足意見より

……死刑の廃止に向かいつつある国際的動向と、その存続を支持する我が国民の意識とが、このまま大きな隔たりを持ち続けることは好ましいことではないであろう。その間の整合を図るためには、いろいろな立法的施策——例えば、一定期間死刑の執行を法律によって実験的に停止して、犯罪増加の有無との相関関係をみるとか、服役10年を過ぎた場合に仮出獄の対象となり得る無期刑(刑法28条)と別種の無期刑を設けて、罪刑の均衡を図るとか等の法制——が考えられるであろう。しかし、それはもとより立法の問題に属する。……

国会議員の活動

日本においても、1994年には、超党派の国会議員有志からなる「死 刑廃止を推進する議員連盟」が発足しました。

議員連盟は 2002 年に欧州評議会と共同で死刑に関するセミナーを 開いたり、2003 年には、**死刑執行の一定期間内の停止を含む法案**を 発表したりするなど、活発な活動をし、こうした活動を通じて死刑 の問題がマスコミ等でも次第に大きく取り上げられるようになって きました。



欧州評議会議員会議と死刑廃止を推進する議員連盟が一堂に会したセミナー (2002 年 5 月・東京)

裁判員制度で市民も死刑に関わる

2009年から「裁判員制度」が始まります。これは、衆議院議員の選挙権を持つ20歳以上の市民の中から、無作為に選ばれた人が、裁判官と一緒に刑事事件の事実認定を行い、どのような刑を下すかを決める制度です。この裁判員制度の運用が始まれば、今まで死刑制度にはまったく無関心であった人であっても、死刑が議論される深刻な事件に直面することになるのです。

今こそ、死刑制度のあり方について真剣に考えるべきときではないでしょうか。

日弁連の提言

前述のような死刑をめぐる様々な状況をふまえて、日弁連は2002 年11月、「死刑制度問題に関する提言」を発表しました。その内容は、

- 1. 日弁連は、死刑制度の存廃につき国民的議論を尽くし、また死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の時限立法(死刑執行停止法)の制定を提唱する。
- 2. 日弁連は、死刑制度に関して、下記の取り組みを推進する。
 - ① 死刑に関する刑事司法制度の改善
 - ② 死刑存廃論議についての会内論議の活性化と国民的論議の提起
 - ③ 死刑に関する情報開示の実現
 - ④ 死刑に代わる最高刑についての提言
 - ⑤ 犯罪被害者・遺族に対する支援・被害回復・権利の確立等

というものです。そして、この中で、以下の死刑執行停止法要綱(骨子)案を提言しています。

日弁連の死刑執行停止法要綱(骨子)案

(1) 目的

この法律は、死刑制度の問題状況に鑑み、その存廃を含む抜本的な検討、見直しを行うため一定期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止するとともに、その間の国会・政府等の行うべき課題等を定め、もって刑事司法制度の改善、基本的人権の増進を図ることを目的とする。

(2) 死刑執行の停止

政府等関係機関は、前記目的を達成するため、一定期間、死刑確定者に対する死刑執行を停止する。

- (3) 停止期間中の政府・国会の行うべき課題等
 - ① 政府は、死刑に関連する情報を最大限開示する。
 - ② 衆参両院に死刑問題調査会を設置して、下記事項を含む現行死刑制度の諸問題について、公聴会、参考人招致、調査派遣等、検討・審議を尽くし、死刑制度の存廃について合意形成を図り、その結論を得るとともに、必要な改善を実施するものとする。

ĒΕ

- ア 世界における死刑制度の動向
- イ 死刑の犯罪抑止力効果及び停止期間中の犯罪情勢の推移と死刑執行停止の相関関係 の調査・検討
- ウ 死刑に代わる最高刑のあり方
- エ 殺人等の犯罪被害者遺族に対する支援、被害回復、権利確立のための対策のあり方
- オ 死刑適用犯罪の削減
- カ 死刑事件に関し誤判を防止するための刑事司法制度のあり方
- キ 死刑に直面する者に対する権利保障、死刑確定者の処遇、死刑執行手続につき、国 際人権(自由権)規約、国際人権(自由権)委員会勧告、拷問禁止条約、国連決議、 国連人権委員会決議等の違反状態の解消のための対策

(4) 死刑の執行停止期間

死刑の執行停止期間としては、上記の検討・見直し、国民的論議がなされるのに必要な期間として、必要な相当期間とする。

(2002年11月22日「死刑制度問題に関する提言」における提案を一部修正)

犯罪被害者問題と日弁連

日弁連は、わが国では長い間、多くの犯罪被害者が社会的に放置されて孤立していたとの反省に立ち、1999年11月に犯罪被害対策委員会(2000年9月から「犯罪被害者支援委員会」に名称変更)を設置し、同委員会を中心に犯罪被害者問題に取り組んできました。そして2003年10月には、日弁連第46回人権擁護大会において、犯罪被害者に対して総合的な支援施策を求める決議を採択し、全国で犯罪被害者の権利確立と支援のために活動しています。被疑者、被告人の人権も、被害者の保護、支援もそれぞれ重要な課題として追求されるべきであると、私たちは考えます。

犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議 (抜粋)

……当連合会は、国に対し以下の施策を求める。

- 1 犯罪被害者について、個人の尊厳の保障・プライバシーの尊重を基本理念とし、情報提供を受け、被害回復と支援を求めること等を権利と位置づけ、かつ、国および地方公共団体が支援の責務を負うことを明記した犯罪被害者基本法を制定すること。
- 2 生命・身体に対する被害を受けた犯罪被害者が、十分な経済的支援を受けられる制度を整備すること。
- 3 多様な犯罪被害者支援活動を推進するための民間支援組織の重要性に鑑み、 財政 面を含めその活動を援助すること。
- 4 殺人等の重大事件の犯罪被害者が、捜査機関・裁判所・メディアに対する対応等に関し、弁護士の支援を受け、その費用について公的援助を受けることを可能とする制度を創設すること。
- 5 捜査機関が犯罪被害者の訴えを真摯に受けとめて適切に対応するよう、警察官・ 検察官に対する教育・研修を徹底するとともに、犯罪被害者に関する捜査機関の施 策の改善のために立法等必要な措置をとること。

当連合会は、犯罪被害者が刑事訴訟手続に参加する諸制度の是非およびあり方について、早急に議論を深めるとともに、民間支援組織との協力関係を強化し、犯罪被害者に対する相談支援活動をさらに拡充して、犯罪被害者の権利確立と支援のために全力を尽くす決意である。

以上のとおり決議する。

2003年(平成15年)10月17日 日本弁護士連合会

第47回人権擁護大会シンポジウム第3分科会

21世紀 日本に死刑は必要か?

死刑執行停止法の制定と死刑制度の未来をめぐって

死刑制度について、正確な情報に基づく、冷静な議論を行うため、日弁連は2004年10月、宮崎で開催された第47回人権擁護大会において「21世紀日本に死刑は必要か――死刑執行停止法の制定と死刑制度の未来をめぐって」と題してシンポジウムを行いました。日弁連の人権擁護大会で死刑の問題が正面から取り上げられたのは、これが初めてのことです。このシンポジウムには、全国から約900人の弁護士・市民が参加し、熱心な討議がくり広げられました。

また、全国9か所でプレシンポジウムが行われ、延べ1500人の市民・弁護士が参加しました。

そして翌10月8日の人権擁護大会において、下記のとおり決議が採択されました。

死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報の公開及び 死刑問題調査会の設置を求める決議

死刑が法定刑として規定されている罪に直面している者に対し、そうでない罪の事件で付与される保護に加えて、特別な保護が与えられるべきことは国連総会決議で強く要求されているところである。しかし、わが国の刑事司法制度は、捜査段階、公判段階、刑の確定後、執行段階のいずれにおいても、十分な弁護権、防禦権が保障されておらず、国際人権基準に大きく違反している状態にある。4つの死刑確定事件における再審無罪に見られるとおり、死刑判決の誤判が明らかとなっているが、死刑事件についての誤判防止のための制度改革も全くなされていない。死刑と無期の量刑についても、最高裁、高裁、地裁において判断の分かれる事例が相次ぎ、死刑判決への信頼が揺らいでいる。これらの重大な問題点について抜本的な改善がなされない限り、少なくとも死刑の執行は許されない状況にある。

死刑制度そのものについて見れば、死刑を廃止したヨーロッパ諸国をはじめ世界の6割の国と地域が死刑を法律上あるいは事実上廃止し、死刑廃止は国際的な潮流となっており、この流れは、アジアにも及んでいる。かかる状況下において、わが国においても死刑制度の存廃について、早急に広範な議論を行う必要がある。

よって、当連合会は、日本政府及び国会に対し、以下の施策を実行することを求める。

- 1 死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の時限立法(死刑執行停止法)を制定すること。
- 2 死刑執行の基準、手続、方法など死刑制度に関する情報を広く公開すること。
- 3 死刑制度の問題点の改善と死刑制度の存廃について国民的な議論を行うため、検討機関として、衆参両院に死刑問題に関する調査会を設置すること。

当連合会は、国会議員、マスコミ、市民各層に働きかけ、死刑制度の存廃について広範な議論を行うことを提起する。また、当連合会は、過去の死刑確定事件についての実証的な検証を行い、死刑に直面している者が、手続のあらゆる段階において弁護士の適切にして十分な援助を受けることができるよう、死刑に直面する者の刑事弁護実務のあり方についての検討に直ちに取り組む決意である。

以上のとおり決議する。

2004 (平成 16) 年 10 月 8 日 日本弁護士連合会

人権と死刑を考える国際リーダーシップ会議を開催

2005年12月6日・7日の2日間、日弁連は、欧州委員会(欧州連合(EU)の機関)、アメリカ法曹協会(ABA)との共催、駐日英国大使館の後援により「人権と死刑を考える国際リーダーシップ会議」を開催しました。

この会議には、人権と死刑に関する分野の第一線で活躍する15名ものスピーカーを海外から招き、来賓として三ツ林隆志・法務大臣政務官、亀井静香・死刑廃止を推進する議員連盟会長を迎えました。

冒頭、駐日欧州委員会代表部のライテラー公使 (副代表) は、裁判員制度を目前に控え、被害者問 題を含め死刑制度が幅広く議論される必要性を指



ライテラー駐日欧州委員会副代表



グレコ ABA 会長

摘し、「世論調査による80%の死刑支持率は、死刑継続の正当化ではなく、 さらなる議論を要することを示すもの」と述べました。また、死刑執行 停止の提唱という点で日弁連と同様の立場をとるABAのグレコ会長は、 「命が奪われる前には、公正な裁判が行われなければならない」と、法律 家の責任を強く訴えました。

2つの基調講演では、元 FB1 長官で米連邦判・検事を歴任したウィリアム・セッションズ氏が、死刑事件に関与する判・検事の責務について述べ、また、欧州評議会議員会議・法務人権委員会人権小委員会のプルゴリデス委員長(急遽帰国のため代読)は、欧州評議会による死刑廃止の取り組みと日米両国への働きかけについて述べました。

そして、①死刑をめぐる国際情勢、②死刑と被害者、③死刑に代わる刑罰、④死刑に関する国際基準、⑤死刑と誤判、⑥死刑執行停止と弁護士の役割という6つのテーマについてセッションが持たれ、世界19か国から延べ約300人が、熱心な議論を繰り広げました。

21世紀 日本に死刑は必要か? 死刑執行停止法の制定を求めて

発行:日本弁護士連合会

編集:日弁連死刑執行停止法制定等提言·決議実現委員会

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 TEL:03-3580-9841(代) FAX:03-3580-2866

日弁連のホームページ URL: http://www.nichibenren.or.jp

2006年10月14日:第5版発行